

浜の活力再生広域プラン  
令和8～12年度  
第3期

## 1 広域水産業再生委員会

組織名	熊本県有明海地区広域水産業再生委員会
代表者名	会長 藤森 隆美（熊本県漁業協同組合連合会 代表理事長）

広域委員会の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒尾地区地域水産業再生委員会（荒尾漁協、荒尾市）</li> <li>・ 熊本北部地区地域水産業再生委員会（熊本北部漁協、荒尾市、長洲町、熊本県漁連）</li> <li>・ 岱明地区地域水産業再生委員会（岱明漁協、玉名市）</li> <li>・ 滑石地区地域水産業再生委員会（滑石漁協、玉名市）</li> <li>・ 大浜地区地域水産業再生委員会（大浜漁協、玉名市）</li> <li>・ 横島地区地域水産業再生委員会（横島漁協、玉名市）</li> <li>・ 河内地区地域水産業再生委員会（河内漁協、熊本市、熊本県漁連）</li> <li>・ 松尾地区地域水産業再生委員会（松尾漁協、熊本市）</li> <li>・ 小島地区地域水産業再生委員会（小島漁協、熊本市）</li> <li>・ 沖新地区地域水産業再生委員会（沖新漁協、熊本市）</li> <li>・ 畠口地区地域水産業再生委員会（畠口漁協、熊本市）</li> <li>・ 海路口地区地域水産業再生委員会（海路口漁協、熊本市）</li> <li>・ 川口地区地域水産業再生委員会（川口漁協、熊本市）</li> <li>・ 住吉地区地域水産業再生委員会（住吉漁協、宇土市）</li> <li>・ 網田地区地域水産業再生委員会（網田漁協、宇土市）</li> <li>・ 熊本県漁業協同組合連合会</li> <li>・ 熊本県農林水産部水産局水産振興課</li> <li>・ 県北広域本部農林水産部水産課</li> <li>・ 荒尾市</li> <li>・ 長洲町</li> <li>・ 玉名市</li> <li>・ 熊本市</li> <li>・ 宇土市</li> <li>・ 農林中央金庫熊本支店</li> </ul>
オブザーバー	-

対象となる地 域の範囲及び 漁業の種類	<p>熊本県有明海地域（荒尾市、長洲町、玉名市、熊本市、宇土市） 海苔養殖業（757名）採貝業（1,318名）※兼業延べ人数 （令和7年3月時点）</p>
---------------------------	---

## 2 地域の現状

### (1) 地域の水産業を取り巻く現状等

熊本県有明地域（荒尾市から宇土市）は、日本最大級の干潟を有し、潮の干満差が最大約6mと非常に大きく、菊池川、白川、緑川の一級河川が流れ込むことから、多種多様な生物が生息し、生産力の高い海域であり、このような特性を利用し、海苔養殖業、採貝漁業や様々な網漁業が営まれている。

その中でこの地域の基幹産業である海苔養殖業は、海水温の上昇による漁期の短期化、珪藻プランクトン増殖による早期色落ちの発生などにより、漁場の生産力が低下し経営的に不安定な状況となっている。しかし、第2期浜の活力再生広域プランにおいて、国の補助事業等を活用し海苔の生産体制の規模拡大や効率化、省エネルギー化（機器導入事業・漁船リース事業等）を推進したことで、漁業者個々の生産性の向上、高品質化が図られ、漁業収入の向上及び高額な設備投資経費や、ランニングコストが削減されたことから漁業所得も向上した。

しかし、漁業環境は依然として不安定であるため、厳しい環境に対応した生産手法の見直しが必要となっている。また、資材や設備の価格が高騰し、後継者やマンパワーが確保できない生産者は廃業に追い込まれる状況が続いていることから、海苔経営体は年々減少し、その生産体制は拡大傾向にあるものの各浜の生産規模は縮小傾向にある。そのため、各浜においては、第3期の浜の活力再生プランに移行しながら、プランに掲げた目標を達成するための取組を実施しているが、各浜単独のプランだけでは解決が困難である。そこで、将来を見据えた「後継者確保及び生産者の負担軽減、生産量の維持を目的とした陸上・海上作業の協業化及び委託乾燥施設の導入」、「海水温の上昇及び栄養塩不足による漁期の短期化に対応する養殖手法の見直し」、「コスト削減のための合同検査及び合同出荷（集荷）体制の再編」、「消費者ニーズに合わせた高品質海苔の販売戦略」に広域で取り組む必要がある。

一方、漁業従事者が多いアサリ貝を主とする採貝漁業では、広域プランに沿った資源回復に向け、各種補助事業を活用しながら、漁場環境の改善（海底耕うんによるホトトギスガイマット及びイガイの除去、ナルトビエイ及びツメタガイの駆除）、浮遊幼生の着底促進を目的としたアサリ増殖基質（砂利入り網袋等）の設置、母貝確保・保護等の増殖活動に積極的に取り組んだ。その結果、各地区では、袋内に一定量の稚貝が確認できるようになり、網袋の設置規模の拡大も進んだ。しかし、アサリの稚貝から成貝までの生残が低く、資源の増大及び漁獲量の回復までにはつながっておらず、育成・管理手法の開発に広域で取り組む必要がある。さらに、近年頻発化する豪雨災害により、海域に大量の土砂が堆積したことで、アサリ稚貝のへい死等の影響が残っており、引き続き補助事業を活用して対応していく必要がある。

## (2) その他の関連する現状等

本地区は、荒尾市、長洲町、玉名市、熊本市、宇土市の5市町の有明海沿岸域に位置し、菊池川、白川、緑川の主要一級河川が有明海に注ぎ込み、近世末期以降に造成された干拓地と沿岸干潟域を有している。米・トマト・茄子・イチゴ、ミカン、メロン、海苔、アサリ、クルマエビなどの農水産業が盛んに行われているが、近年は、就業者の高齢化や後継者不足が進んでいる。このため、海苔養殖業は、労働力不足を補い、労働環境を改善するため、漁労作業の省力化や労働時間の短縮を目的とした高性能海苔刈取船等の設備投資を進めている。一方で、物価上昇傾向により、経費が増大しており、その抑制・削減が課題となっている。

また、JR鹿児島本線、九州新幹線、九州縦貫自動車道、有明フェリー、熊本フェリーなどの交通アクセスが整っており、観光業も主要産業の1つとなっている。アフターコロナと訪日外国人旅行（インバウンド）による熊本空港の国際線の増便により、国内外の観光客の増加が期待されている。さらに、海外大手の半導体メーカーとその関連企業の県内進出により県内経済のさらなる活性化が予想される。それにより県産水産物及び有明地区の特産品である海苔、貝類の消費拡大が期待できるため、広くPR活動等に取り組む必要がある。

## 3 競争力強化の取組方針

### (1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針

#### ① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

#### ② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

第2期広域プランの成果と課題、地域の現状を踏まえ、本地域の水産業の発展と活性化を図るため、「機能再編に向けた取組」・「地域活性化に向けた取組」について、県や県漁連と協力し、生産から製造・販売まで一貫した取組の方法や考え方をプランに参画するすべての地区が共有し、共同で以下に示す基本方針の取組を進めることとする。

#### 【A 機能再編に向けた取組】

##### A 1 生産性の向上に向けた取組

海苔養殖経営体の維持・安定化のために、共同（委託）乾燥施設の導入が必要な経営体や関係機関等と協議し順次計画し整備を進める。

また、海苔養殖においては、事業規模に応じて全自動乾燥機や高性能刈取船等の導入を推進し、作業の効率化・省力化を図ることで生産性の向上に取り組む。

## **A 2 品質向上・価格安定化に向けた取組**

品質向上・価格安定化に向けて、H A C C Pに準じた衛生管理手法の徹底に加え、高水温化・バリカン症対策を加味した養殖スケジュールの見直しを行う。また、合同検査・競争出荷体制の構築に向けて、関係漁協との検討・協議を進める。

### **【B 地域活性化に向けた取組】**

#### **B 1 二枚貝類の資源回復に向けた取組**

アサリ・ハマグリ資源回復のために、国や県の補助事業を活用し、漁場改善、有害生物駆除などの母貝保護、砂利入り網袋などを活用した稚貝着底促進や稚貝保護の取組を継続して実施する。併せて、稚貝を保護・育成し母貝に成長させる管理手法について、各地区の漁場特性に合った管理手法を確立する。

#### **B 2 販売力強化に向けた取組**

海苔の消費拡大及び地元水産物の普及促進を目的として小・中学校を対象に学校給食への焼き海苔の無償提供を継続して行う。併せて、有明海産の主要水産物の認知度向上と消費拡大を目的としたP Rイベントに参画し、販促活動を行う。

## (2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

### ① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

### ② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

#### **【C 中核的担い手の育成】**

漁業者の高齢化や後継者不足が進む中で、海苔養殖業を維持するために、中核的担い手の確保と育成が重要な課題とし、地域の実態に即し、既存漁業者を中心とした担い手の強化に加え、漁船リース制度や機器導入支援を活用した生産基盤の維持・強化を図る。

また、後継者及び担い手育成にあたっては、行政機関及び熊本県漁業就業支援協議会と連携し、就業希望者の募集や就業者支援事業等を活用し、県内外からの新規就業者の受

入・育成に取り組む。

(3) 資源管理に係る取組

- ・熊本県海苔養殖安定対策推進協議会での取決め事項の遵守
- ・海苔養殖区画漁業権行使規則の取決め事項の遵守
- ・海苔養殖の漁場改善計画に基づいた適正養殖の履行
- ・アサリ・ハマグリ の熊本県漁業調整規則及び有明海区漁業調整による取決め事項の遵守

(4) 具体的な取組内容

1年目（令和8年度）

取組内容	<p><b>【A 機能再編に向けた取組】</b></p> <p><b>A 1 作業効率化に向けた取組</b></p> <p>県漁連、漁協及び行政機関等は、施設整備事業に基づき共同（委託）乾燥施設の1基目を設置する。</p> <p>各種公的支援事業を活用し、省エネ機器や漁船（海苔全自動乾燥機、高性能刈取船等）の導入を推進する。</p> <p><b>A 2 品質向上・価格安定化に向けた取組</b></p> <p>全ての漁協及び生産者が、県漁連が指導する衛生管理マニュアル及びチェックシートを活用し海苔養殖を行う。また、県漁連は必要に応じマニュアル等を改訂する。</p> <p>県漁連、漁協、生産者及び行政機関は、高水温に対応した養殖スケジュールの見直し及びバリカン症（芽流れ）の被害の把握を行う。</p> <p>また、県漁連及び各漁協・生産者並びに行政機関は、合同検査・共同出荷体制の構築の検討を行う。</p> <p><b>【B 地域活性化に向けた取組】</b></p> <p><b>B 1 二枚貝類の資源回復に向けた取組</b></p> <p>漁協及び生産者は、稚貝が定着する場所を調査し、覆砂や海底耕うんの適地を検討する。併せて、母貝保護を目的とした被覆網と稚貝着底促進を目的とした網袋の管理を行う。</p>
------	--

	<p><b>B 2 販売力強化に向けた取組</b></p> <p>県漁連は、管内小・中学校の学校給食において毎年2月6日（海苔の日）に焼き海苔を無償提供し、児童生徒の地域の水産物や食文化への関心を高める取組を行う。併せて、漁協及び生産者は、小・中学校を対象とした潮干狩り体験会を開催し、地域の水産業や環境保全への理解を深める学習の場を提供する。</p> <p>また、漁協及び生産者は、物産展や産業祭などの地域のイベントへ積極的に参画し、水産物のPRや販促活動を行う。</p> <p><b>【C 中核的担い手の育成】</b></p> <p>県漁連・各漁協は、海苔養殖業の継続が図られるよう、更に中核的担い手の確保と育成を行う。また、国の漁船リース事業や機器導入事業等を活用して漁船や省エネ機器を導入することにより、生産性を向上させるとともに、高額な設備投資の負担軽減や漁業コスト削減による経営改善を図る。</p> <p>また、県漁連及び漁協は、熊本県漁業就業支援協議会と連携し、県内外で開催される漁業就業フェアへの出展や長期研修の活用を通じて、新規就業者の受入・育成に取り組む。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</li> <li>・浜の担い手漁船リース緊急事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国、県、市町）</li> <li>・漁業担い手確保緊急支援事業（国）</li> <li>・有明海再生事業に関連する事業（国）</li> <li>・ナルトビエイ駆除事業（県、水漁機構）</li> <li>・海域漂流物地域対策推進事業（国）</li> <li>・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）</li> <li>・浜の活力再生加速化支援事業（県）</li> </ul>

<p>取組内容</p>	<p><b>【A 機能再編に向けた取組】</b></p> <p><b>A 1 作業効率化に向けた取組</b></p> <p>県漁連、各漁協及び行政機関等は、共同（委託）乾燥施設 1 基目を利用する漁業者の経営データを収集し、効果調査を行う。</p> <p>また、県漁連、各漁協及び行政機関等は、各種公的支援事業を活用し省エネ機器や漁船（海苔全自動乾燥機等、高性能刈取船等）の導入を推進する。</p> <p><b>A 2 品質向上・価格安定化に向けた取組</b></p> <p>全ての漁協及び生産者は、県漁連が指導する衛生管理マニュアル及びチェックシートを活用し海苔養殖を行う。また、県漁連は、必要に応じマニュアル等を改訂する。</p> <p>県漁連、漁協、生産者及び行政機関等は、高水温に対応した養殖スケジュールの見直し及びバリカン症（芽流れ）の被害低減の対策・指導を行う。</p> <p>また、県漁連、漁協、生産者及び行政機関等は、合同検査・共同出荷体制の構築の試案を作成する。</p> <p><b>【B 地域活性化に向けた取組】</b></p> <p><b>B 1 二枚貝類の資源回復に向けた取組</b></p> <p>漁協及び生産者は、適地と判別された地点に覆砂や海底耕うんを行い、漁場改善を図る。併せて、母貝保護を目的とした被覆網と稚貝着底促進を目的とした網袋の管理を行う。</p> <p><b>B 2 販売力強化に向けた取組</b></p> <p>県漁連は、管内小・中学校の学校給食において毎年 2 月 6 日（海苔の日）に焼き海苔を無償提供し、児童生徒の地域の水産物や食文化への関心を高める取組を行う。併せて、漁協及び生産者は、小・中学校を対象とした潮干狩り体験会を開催し、地域の水産業や環境保全への理解を深める学習の場を提供する。</p> <p>また、漁協及び生産者は、物産展や産業祭などの地域のイベントへ積極的に参画し、水産物の P R や販促活動を行う。</p> <p><b>【C 中核的担い手の育成】</b></p> <p>県漁連・各漁協は、海苔養殖業の継続が図られるよう、更に中核的担い手の確保と育成を行う。また、国の漁船リース事業や機器導入事業等を活用し</p>
-------------	---

	<p>て漁船や省エネ機器を導入することにより、生産性を向上させるとともに、高額な設備投資の負担軽減や漁業コスト削減による経営改善を図る。</p> <p>また、県漁連及び漁協は、熊本県漁業就業支援協議会と連携し、県内外で開催される漁業就業フェアへの出展や長期研修の活用を通じて、新規就業者の受入・育成に取り組む。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</li> <li>・浜の担い手漁船リース緊急事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国、県、市町）</li> <li>・漁業担い手確保緊急支援事業（国）</li> <li>・有明海再生事業に関連する事業（国）</li> <li>・ナルトビエイ駆除事業（県、水漁機構）</li> <li>・海域漂流物地域対策推進事業（国）</li> <li>・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）</li> <li>・浜の活力再生加速化支援事業（県）</li> </ul>

3年目（令和10年度）

<p>取組内容</p>	<p><b>【A 機能再編に向けた取組】</b></p> <p><b>A1 作業効率化に向けた取組</b></p> <p>県漁連、漁協及び行政機関等は、共同（委託）乾燥施設の整備に向け、対象となる地域の選定、中核となる漁業者の経営データの収集を行い、施設整備の計画を検討する。</p> <p>県漁連、漁協及び行政機関等は、各種公的支援事業を活用し省エネ機器や漁船（海苔全自動乾燥機、高性能刈取船等）の導入を推進する。</p> <p><b>A2 品質向上・価格安定化に向けた取組</b></p> <p>漁協及び生産者は、県漁連が指導する衛生管理マニュアル及びチェックシートを活用し海苔養殖を行う。また、県漁連は、必要に応じマニュアル等を改訂する。</p> <p>県漁連、漁協・生産者及び行政機関は、合同検査・共同出荷体制の実施の可</p>
-------------	--

	<p>否判断を行う。実施可とした場合、実現に向け調整を図る。</p> <p>県漁連、各漁協、生産者及び行政機関等は、高水温に対応した養殖管理スケジュールの見直し及びバリカン症（芽流れ）の被害低減の対策・指導を行う。</p> <p><b>【B 地域活性化に向けた取組】</b></p> <p><b>B 1 二枚貝類の資源回復に向けた取組</b></p> <p>漁協及び生産者は、覆砂や海底耕うんの効果を検証するとともに、規模拡大のため、稚貝が着底する場所を調査し覆砂や海底耕うんの適地を検討する。併せて、設置した被覆網と網袋の管理を行うとともに、成員の生息状況を把握し、漁場と被覆網の効果を評価する。また、次年度以降の被覆網の管理計画を作成する。</p> <p><b>B 2 販売力強化に向けた取組</b></p> <p>県漁連は、管内小・中学校の学校給食において毎年2月6日（海苔の日）に焼き海苔を無償提供し、児童生徒の地域の水産物や食文化への関心を高める取組を行う。併せて、漁協及び生産者は、小・中学校を対象とした潮干狩り体験会を開催し、地域の水産業や環境保全への理解を深める学習の場を提供する。</p> <p>また、漁協及び生産者は、物産展や産業祭などの地域のイベントへ積極的に参画し、水産物のPRや販促活動を行う。</p> <p><b>【C 中核的担い手の育成】</b></p> <p>県漁連・各漁協は、海苔養殖業の継続が図られるよう、更に中核的担い手の確保と育成を行う。また、国の漁船リース事業や機器導入事業等を活用して漁船や省エネ機器を導入することにより、生産性を向上させるとともに、高額な設備投資の負担軽減や漁業コスト削減による経営改善を図る。</p> <p>また、県漁連及び漁協は、熊本県漁業就業支援協議会と連携し、県内外で開催される漁業就業フェアへの出展や長期研修の活用を通じて、新規就業者の受入・育成に取り組む。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</li> <li>・浜の担い手漁船リース緊急事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国、県、市町）</li> <li>・漁業担い手確保緊急支援事業（国）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有明海再生事業に関連する事業（国）</li> <li>・ナルトビエイ駆除事業（県、水漁機構）</li> <li>・海域漂流物地域対策推進事業（国）</li> <li>・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）</li> <li>・浜の活力再生加速化支援事業（県）</li> </ul>
--	---

4年目（令和11年度）

取組内容	<p><b>【A 機能再編に向けた取組】</b></p> <p><b>A 1 作業効率化に向けた取組</b></p> <p>県漁連、各漁協及び行政機関等は、施設整備計画に基づき2基目の施設設置に向け調整及び予算確保を図る。</p> <p>県漁連、各漁協及び行政機関等は、各種公的支援事業を活用し省エネ機器や漁船（海苔全自動乾燥機、高性能刈取船等）の導入を推進する。</p> <p><b>A 2 品質向上・価格安定化に向けた取組</b></p> <p>漁協及び生産者は、県漁連が指導する衛生管理マニュアル及びチェックシートを活用し海苔養殖を行う。また、県漁連は、必要に応じマニュアル等を改訂する。</p> <p>県漁連、漁協・生産者及び行政機関等は、合同検査・共同出荷体制の実施に向け、引き続き調整を図る。</p> <p>県漁連、各漁協・生産者及び行政機関等は、高水温に対応した養殖スケジュールの見直し及びバリカン症（芽流れ）の被害の把握低減の対策・指導を行う。</p> <p><b>【B 地域活性化に向けた取組】</b></p> <p><b>B 1 二枚貝類の資源回復に向けた取組</b></p> <p>漁協及び生産者は、適地と判別された地点に覆砂や海底耕うんを行い、更なる漁場改善を図る。併せて、策定した計画に基づき被覆網の管理を実施する。</p> <p><b>B 2 販売力強化に向けた取組</b></p> <p>県漁連は、管内小・中学校の学校給食において毎年2月6日（海苔の日）に焼き海苔を無償提供し、児童生徒の地域の水産物や食文化への関心を高める取組を行う。併せて、漁協及び生産者は、小・中学校を対象とした潮干狩</p>
------	--

	<p>り体験会を開催し、地域の水産業や環境保全への理解を深める学習の場を提供する。</p> <p>また、漁協及び生産者は、物産展や産業祭などの地域のイベントへ積極的に参画し、水産物のPRや販促活動を行う。</p> <p><b>【C 中核的担い手の育成】</b></p> <p>県漁連・各漁協は、海苔養殖業の継続が図られるよう、更に中核的担い手の確保と育成を行う。また、国の漁船リース事業や機器導入事業等を活用して漁船や省エネ機器を導入することにより、生産性を向上させるとともに、高額な設備投資の負担軽減や漁業コスト削減による経営改善を図る。</p> <p>また、県漁連及び漁協は、熊本県漁業就業支援協議会と連携し、県内外で開催される漁業就業フェアへの出展や長期研修の活用を通じて、新規就業者の受入・育成に取り組む。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</li> <li>・浜の担い手漁船リース緊急事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国、県、市町）</li> <li>・漁業担い手確保緊急支援事業（国）</li> <li>・有明海再生事業に関連する事業（国）</li> <li>・ナルトビエイ駆除事業（県、水漁機構）</li> <li>・海域漂流物地域対策推進事業（国）</li> <li>・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）</li> <li>・浜の活力再生加速化支援事業（県）</li> </ul>

5年目（令和12年度）

取組内容	<p><b>【A 機能再編に向けた取組】</b></p> <p><b>A1 作業効率化に向けた取組</b></p> <p>県漁連、漁協及び行政機関等は、施設整備事業に基づき共同（委託）乾燥施設の2基目を設置する。</p> <p>県漁連、漁協及び行政機関等は、各種公的支援事業を活用し省エネ機器</p>
------	--

	<p>や漁船（海苔全自動乾燥機、高性能刈取船等）の導入を推進する。</p> <p><b>A 2 品質向上・価格安定化に向けた取組</b></p> <p>漁協及び生産者は、県漁連が指導する衛生管理マニュアル及びチェックシートを活用し海苔養殖を行う。また、県漁連は、必要に応じマニュアル等を改訂する。</p> <p>県漁連、漁協、生産者及び行政機関等は、合同検査・共同出荷を実施する。</p> <p>県漁連、漁協、生産者及び行政機関等は、高水温に対応した養殖スケジュールの見直し及びバリカン症（芽流れ）の被害低減の対策・指導を行う。</p> <p><b>【B 地域活性化に向けた取組】</b></p> <p><b>B 1 二枚貝類の資源回復に向けた取組</b></p> <p>漁協及び生産者は、覆砂や海底耕うんの効果を検証する。併せて、策定した計画に基づき被覆網の管理を実施する。</p> <p><b>B 2 販売力強化に向けた取組</b></p> <p>県漁連は、管内小・中学校の学校給食において毎年2月6日（海苔の日）に焼き海苔を無償提供し、児童生徒の地域の水産物や食文化への関心を高める取組を行う。併せて、漁協及び生産者は、小・中学校を対象とした潮干狩り体験会を開催し、地域の水産業や環境保全への理解を深める学習の場を提供する。</p> <p>また、漁協及び生産者は、物産展や産業祭などの地域のイベントへ積極的に参画し、水産物のPRや販促活動を行う。</p> <p><b>【C 中核的担い手の育成】</b></p> <p>県漁連・各漁協は、海苔養殖業の継続が図られるよう、更に中核的担い手の確保と育成を行う。また、国の漁船リース事業や機器導入事業等を活用して漁船や省エネ機器を導入することにより、生産性を向上させるとともに、高額な設備投資の負担軽減や漁業コスト削減による経営改善を図る。</p> <p>また、県漁連及び漁協は、熊本県漁業就業支援協議会と連携し、県内外で開催される漁業就業フェアへの出展や長期研修の活用を通じて、新規就業者の受入・育成に取り組む。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</li> <li>・浜の担い手漁船リース緊急事業（国）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国、県、市町）</li> <li>・漁業担い手確保緊急支援事業（国）</li> <li>・有明海再生事業に関連する事業（国）</li> <li>・ナルトビエイ駆除事業（県、水漁機構）</li> <li>・海域漂流物地域対策推進事業（国）</li> <li>・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）</li> <li>・浜の活力再生加速化支援事業（県）</li> </ul>
--	--

#### （５）関係機関との連携

取組の効果が十分に発揮されるよう行政（国、熊本県、関係市町村）、系統団体（熊本県漁業共済組合等）との連携を強固にするとともに県内外の海苔商社、アサリ商社等についても連携を図る。

#### （６）他産業との連携

- ①漁連・漁協は、海苔、アサリ指定商社と共同で、観光物産館、道の駅、飲食関係業と業務提携を行い、熊本海苔及び加工品、熊本アサリ・ハマグリの販売促進を行う。
- ②漁連・漁協は、「熊本海苔」及び「熊本アサリ・ハマグリ」の認知度（付加価値）向上のため、HPで情報を発信している。
- ③漁協は、行政が行う観光事業などと提携し、一般市民向けの潮干狩り体験学習、NPO法人などによる有明海の生態系学習体験の周知を行う。
- ④漁連・漁協は、国の事業を円滑に利用するため、近代化資金等の借入を農林中央金庫と融資提携を行う。

## 4 成果目標

### （１）成果目標の考え方

**【A 機能再編に向けた取組】**

現在稼働している陸上乾燥作業共同施設及び委託乾燥施設を現在の8基から新たに2基

を加えた合計10基まで増やすことを目標とする。

**【B 地域活性化に向けた取組】**

二枚貝の資源保護の被覆網（現在の65,940㎡）の管理面積を現状維持することを目標とする。

**【C 中核的担い手育成・確保】**

海苔養殖業においては現在の150名に加え23名を新規認定し、173名を中核的担い手として、将来における有明海地区の漁業の継続及び地域の活性化の中心となる人物の確保及び育成を目標とする。

(2) 成果目標

① 機能再編・地域活性化の取組に係る成果目標

<b>【A 機能再編に向けた取組】</b> 陸上乾燥作業共同施設及び 委託乾燥施設の増設	基準年	令和7年度： 8基
	目標年	令和12年度： 10基
<b>【B 地域活性化に向けた取組】</b> 二枚貝類の資源回復を目的とした被覆網の管理面積	基準年	令和7年度： 65,940㎡
	目標年	令和12年度： 65,940㎡

② 中核的担い手の育成の取組に係る成果目標

<b>【C 中核的担い手育成・確保】</b> 海苔養殖業における中核的担い手の認定者数	基準年	令和7年度： 150人
	目標年	令和12年度： 173人

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

**【A 機能再編に向けた取組】**

（陸上乾燥作業共同施設及び委託乾燥施設の増設）

基準年→当地区で現在稼働している陸上乾燥作業共同施設及び委託乾燥施設計8基とする。

目標年→基準年から施設の合計10基に増設を目標とする。

### 【B 地域活性化に向けた取組】

(二枚貝類の資源回復を目的とした被覆網の管理面積)

基準年→直近である令和7年度の値とする。

目標年→資源保護活動の実施面積の現状維持を図るため、基準年である令和7年度の値を目標とする。

### 【C 中核的担い手育成・確保】

(海苔養殖業における中核的担い手の認定者数)

基準年→直近である令和7年度の値とする。

目標年→最終年までに過去5か年(R2～R6)と同程度の23名新規認定し、173名とする。

以上、取組内容に即した現実的な計算を行っており妥当な目標設定であると判断した。

## 5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
競争力強化型機器等導入緊急対策事業(国)	船外機、海苔乾燥機等省燃油活動に取り組みながら競争力強化と漁業支出を抑制
浜の担い手漁船リース緊急事業(国)	中核で担う後継者(中核的担い手)に対し、漁船をリースすることにより漁業支出の抑制及び所得の向上
水産業競争力強化金融支援事業(国)	漁船、漁業用機器導入を図る漁業者が借り入れる資金に対して負担軽減のための利子助成を利用
水産業競争力強化緊急施設整備事業(国)	県漁連の共同利用施設の共販所を拡充(改築)し、流通の効率化と集荷の集約化
漁業経営セーフティネット構築事業(国)	燃油高騰時の漁家経営に及ぼす影響の緩和と経費コスト削減
漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業(国、県、市町)	有害生物除去、干潟耕うん、保護区設置等を行いアサリ漁場改善の資源の保全による漁獲量の向上
漁業担い手確保緊急支援事業(国)	漁業の付加価値化を担う漁業就業者及び後継者の人材確保及び育成
有明海特産魚介類調査事業(国)	有明海の生息環境を改善するための事業で、海底耕うんによる生物量(主に貝類)の改善
有明海再生加速化対策交付金(国)	有明海の二枚貝類の資源や藻場を回復させることで漁場環境を改善

ナルトビエイ駆除事業（県、水漁機構）	ナルトビエイの駆除と処理（二枚貝の食害対策）
海域漂流物地域対策推進事業（国）	有明海の漂流物を除去することで、航行安全と海苔製品の異物混入を防止
水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）	漁船、漁具等をリースすることにより漁業支出の抑制及び所得の向上
浜の活力再生加速化支援事業（県）	水産業の振興や漁村地域の活性化を図るため、水産業共同利用施設の整備や拡充等